

4 地 第 318 号
 4 農産第 5309 号
 4 畜産第 2826 号
 4 経営第 3175 号
 令和5年3月31日

各都道府県知事 殿

農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
 農林水産省農産局長
 農林水産省畜産局長
 農林水産省経営局長

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に発生しており、河川の氾濫や土砂災害等により、農地への土砂流入、農業用ハウスや畜舎、機械の損壊など、農業分野に大きな被害が生じている。

今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産省では、国土強靭化基本計画に基づき、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせて防災・減災対策を推進しているところであるが、自然災害による農業分野への被害を最小限にとどめるためには、農業者自身が災害リスクを認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、農業者を含む関係者が災害リスクを認識した上で、災害への備えに万全を期すことができるよう、下記事項に御留意願いたい。

なお、このことについて、貴管下の市町村、農業委員会、農地中間管理機構及び関係農業協同組合にも通知願いたい。

記

1 自然災害リスクの把握について

農業経営における自然災害リスクに備えるためには、農業者自身がハザードマップや浸水想定区域の確認等を通じて、農地や農業用ハウス、畜舎、農業機械などの経営基盤が抱えるリスクを把握し、正しく認識する必要がある。その上で、栽培品目、栽培方法、設備投資、農地の確保、補助事業の活用等の経営計画の策定や、浸水や土砂災害を想定した農業用ハウス、畜舎等の補強や農機具等の避難場所確保、各種保険の加入等の事前の備えを適切に行うことが重要である。このため、農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて、必要な情報提供や啓発等に努められたい。

また、新規就農者は農地や機械、施設等の取得に多額の初期投資を行い経営基盤が脆弱な場合も多く、自然災害が農業経営に与える影響は一般の農業者より大きいものとなる。移住を伴う就農の場合等には、地域の自然災害リスクの認識が十分でないことも考えられる。

このため、市町村は、地域計画（目標地図）において新規就農者のためのエリアを設定する場合においては、自然災害をはじめとしたリスク等に配慮し、円滑な新規就農の促進に努

められたい。また、農地中間管理機構、農業委員会等は、特に新規就農者に係る農地の利用関係の調整に当たっては、これらのリスク等について情報提供に努められたい。さらに、市町村等は、特に新規就農者の就農に当たっては、農業者の経営基盤や技術レベル、自然災害リスクをはじめとした周辺環境のリスクも考慮した上で、機械・施設の導入、栽培品目の選定などについて適切な助言を行うほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。

なお、自然災害リスクを考慮した農地等の斡旋や農業者に対する指導、情報提供を行う行政職員等は所管する地域の自然災害リスクを熟知している必要があることから、研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。

2 自然災害リスクを踏まえた取組について

我が国は地形が急峻なため河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加する。洪水時の河川水位より低い農地等は、河川の氾濫等による被害を受けやすい地理的条件下にある。このため、浸水や土砂災害等の自然災害を想定した事業継続計画を農業者自らが策定し、リスクに対する備えに取り組むことが重要である。

農林水産省では、令和3年1月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」のフォーマットを策定した。BCPは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画である。チェックリストは、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目について確認できるリスクマネジメント編と、被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項について確認できる事業継続編から構成されており、チェックリストを活用することで農業版BCPを簡易に作成することができる。

農林水産省では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の計画認定時には、これらを添付することを農業者に促しているところであり、引き続き、これらも活用しつつ、農業者のリスクに対する備えがより一層充実するよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて農業者への働きかけに努められたい。

Q & A

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

【未定稿】

令和5年3月31日

大臣官房地方課災害総合対策室
農産局
畜産局
経営局

【未定稿】Q&A（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について）

質問	
	【全般】
1	本通知の目的は何か。
2	本通知に基づき何を行えばよいのか。
3	本通知を発出するに至った経緯いかん。
	【1 自然災害リスクの把握について】
4	通知内の「自然災害リスク」とは具体的に何を指しているのか。
5	通知内の「浸水想定区域」とは何か。
6	通知内の「ハザードマップ」とは何か。
7	ハザードマップはどこで入手できるのか。
8	通知内に「必要な情報提供や啓発等に努められたい」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。
9	通知内の「営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて」と記載があるが、具体的にどのような場面を想定しているのか。
10	通知内に「必要な情報提供や啓発等に努められたい」に活用できる資料はあるか。
11	通知内の「このため、市町村は、地域計画（目標地図）において、・・・ほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。
12	通知内に「研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。
13	12の回答にある農水省主催の研修を受けてから本取組を開始すればよいか。
14	新たに農地や施設・機械等を取得しようとする農業者や新規就農者に対してのみ、自然災害リスクの情報提供を行えばよいか。
15	農業者から「自然災害リスクが確認された農地等で安全に営農できるのか」などと問われた場合には、どう対応すればよいか。
16	農業者に自然災害リスクを情報提供することについて、関係者(情報提供者)として責任を持てない。
17	日常業務（通常業務）に支障が出る。
18	自然災害リスクが確認されない農地等については、本取組を実施しなくてよいか。
	【2 自然災害リスクを踏まえた取組について】
19	農業版BCP（事業継続計画書）とは何か。
20	通知内に「農業者への働きかけに努められたい」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。
21	20の回答にある働きかけに活用できる資料はあるか。
22	通知内の「営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて」と記載があるが、具体的にどのような場面を想定しているのか。
23	既に農業版BCPの策定を推進している場合でも、新たに取組を実施する必要があるのか。

【未定稿】Q&A（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について）

	質問	回答
【全般】		
1	本通知の目的は何か。	<p>近年、自然災害が激甚化・頻発化し、農業分野においても大きな被害が発生しています。</p> <p>自然災害による農業分野への被害を最小限にとどめるためには、農業者自身が自然災害リスクを認識し、必要な対策を適切に講じることが重要となります。</p> <p>これまで農業版BCPの普及・推進などを通じて、自然災害リスクへの備えについて啓発を行ってきたところですが、本通知による取組は、改めて農業版BCPの取組を再周知するとともに、農業者に自然災害リスクを認識してもらえるよう、災害が発生する以前の日常業務において、都道府県・市町村の担当部局、農業委員会、農地中間管理機構、農協等（以下、「関係者」という。）が留意すべき事項（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化）をお示しするものです。</p>
2	本通知に基づき何を行えばよいのか。	<p>関係者の日常業務で農業者と接する場面において、①農業者が自然災害リスクを認識してもらえるようハザードマップ等の情報提供を行っていただくとともに（通知内の1. 自然災害リスクの把握）、②自然災害リスクに対する備えを一層充実していただけるよう農業者への働きかけ（通知内の2. 自然災害リスクを踏まえた取組について）を行っていただくようお願いします。</p> <p>本通知は新たな取組を開始するものではなく、自然災害による被害を最小限にとどめるため、これまで実施されているリスク回避の取組を再点検いただきながら、不足分について強化を図っていただくものです。</p>
3	本通知を発出するに至った経緯いかん。	<p>全国の被災状況に関する現地調査やフォローアップを実施する中で、地域での自然災害リスクの認識が十分でなかったり、誤認識（実際には起こり得ないといった誤った認識）が見受けられました。</p> <p>このような自然災害リスクに関する認識を改善し、必要な備えを行えるよう本通知により留意事項をお示しするものです。</p>
【1 自然災害リスクの把握について】		
4	通知内の「自然災害リスク」とは具体的に何を指しているのか。	ハザードマップポータルサイト（ https://disaportal.gsi.go.jp ）で公表されている洪水、土砂災害、高潮、津波などを想定しています。その他、それぞれの地域で個別に確認されているリスクが存在する場合は、それを追加いただくことも必要です。
5	通知内の「浸水想定区域」とは何か。	<p>（以下、国土交通省HPより抜粋）</p> <p>国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/</p>

【未定稿】Q&A（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について）

質問	回答
6 通知内の「ハザードマップ」とは何か。	<p>(以下、国土交通省HPより抜粋)</p> <p>市町村では、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知しています。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/</p>
7 ハザードマップはどこで入手できるのか。	<p>ハザードマップは市町村HP等で公表されており、これを参照することで確認できますが、国土交通省が運営する「ハザードマップポータルサイト」を活用すると便利です。</p> <p>当ポータルサイトでは、自分が調べたい場所(農地等)を地図上で選択(クリック)することで、当該場所の自然災害リスクを確認することができます。</p> <p>ハザードマップポータルサイト：https://disaportal.gsi.go.jp/</p>
8 通知内に「必要な情報提供や啓発等に努められたい」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。	<p>具体的な対応は、関係者の日常業務に応じて柔軟に考える必要はありますが、下記①～④を農業者に情報提供・啓発することを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①営農開始を検討する農地や、ハウス、畜舎、機械等の導入を検討する場所において、どのような災害リスクが想定されるのかについて、ハザードマップ等を使って確認すること ②既往最大の災害など、その地域で発生した過去の災害発生や被災の状況 ③地域で取り組んでいる備えや防災対策 ④その他、農業版BCPや保険・共済の紹介 など
9 通知内の「営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて」と記載があるが、具体的にどのような場面を想定しているのか。	<p>関係者の日常業務で農業者と接する場面を想定しており、例えば下記のような場面が考えられます。特に、土地勘のない新規就農者や規模拡大等を考えている現役の農業者が新たな農地での営農を検討している場面や、ハウス、畜舎、機械等の取得を検討している場面はより重要なタイミングであると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の斡旋、農地の権利調整等において農業者と接する場面 ・新規就農支援等において新規就農者と接する場面 ・国や自治体の補助事業の業務において農業者と接する場面（農業施設・機械・ハウスの導入等） ・その他、各種相談対応などで農業者と接する場面 など
10 通知内に「必要な情報提供や啓発等に努められたい」に活用できる資料はあるか。	農業者向けのチラシ（啓発資料）として末尾にひな形を添付していますので、参考にしてください。

【未定稿】Q&A（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について）

	質問	回答
11	通知内の「このため、市町村は、地域計画（目標地図）において、・・・ほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。	<p>新規就農者は多額の初期投資によって経営基盤が脆弱な場合があることや土地勘に乏しい可能性等を踏まえ、新規就農者に対して、具体的な経営計画を樹立する前の段階(下記)において、ハザードマップ等により自然災害リスクの情報提供を行っていただくとともに、当該リスクを踏まえた適切な助言等の対応をお願いします。</p> <p>なお、本通知による取組は、下記のそれぞれの段階において、自然災害リスクがゼロであることを絶対的な条件として検討を進めるものではなく、あらかじめ当事者が自然災害リスクを認識し、必要に応じて事前の備えを進めてもらうことが重要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画における新規就農者のためのエリア設定の段階（計画段階） ・農地の利用関係の調整段階 ・機械・導入や栽培品目の選定などの検討段階
12	通知内に「研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。	<p>一般的な研修の方法としては集合研修やOJTが想定されます。</p> <p>研修の内容としては、地域の自然災害リスクを把握するための手段としてハザードマップ等を周知することや、7に示したハザードマップポータルサイトの操作方法・利用方法の習得も考えられます。また、日常業務で農業者と接する場面を想定した実践的な内容を研修プログラムとして組み込むことも考えられます。</p> <p>なお、農水省では、令和5年度において、関係者を対象としたWeb研修の開催を検討中です。関係者のご要望等を確認しながら検討を進めています。</p>
13	12の回答にある農水省主催の研修を受けてから本取組を開始すればよいか。	農水省主催の研修は、実施時期や収集範囲を含めて、関係者の要望等も確認しながら検討を進める予定です。本通知に基づく取組は、2に示したとおり、これまでの取組の強化であるため、当該研修の開催を待たずに実施していただくようお願いします。
14	新たに農地や施設・機械等を取得しようとする農業者や新規就農者に対してのみ、自然災害リスクの情報提供を行えばよいか。	9に示した場面は重要なタイミングであると考えていますが、これ以外の農業者と接する場面においても、ハザードマップ確認等を行っていくことが望ましいです。
15	農業者から「自然災害リスクが確認された農地等で安全に営農できるのか」などと問われた場合には、どう対応すればよいか。	<p>ハザードマップにおける自然災害リスクの有無にかかわらず、すべての農地等において自然災害リスクが存在し得ることについて、まずは農業者に認識していただく必要があります。（リスクを情報提供する関係者がこの質問にYes、Noで回答することは不可能です。）</p> <p>この前提のもと、農業者自らが必要に応じて自然災害リスクへの備えを進められるよう、農業版BCPの策定や、保険・共済の紹介、地域で取り組んでいる備えや防災対策等について併せて情報提供いただくことが重要です。</p>
16	農業者に自然災害リスクを情報提供することについて、関係者(情報提供者)として責任を持てない。	<p>最終的にどのような選択・判断をするのかは農業者本人となりますので、情報提供を行った関係者が責任を取るものではありません。</p> <p>ただし、情報提供を行った際には、農業者が不安に思ったり、新たな相談事項が発生することも想定されますので、農業版BCPの策定や、保険・共済の紹介、地域で取り組んでいる備えや防災対策等について併せて情報提供するなどの対応をご検討ください。</p>

【未定稿】Q&A（自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について）

	質問	回答
17	日常業務（通常業務）に支障が出る。	新たな農地での営農や施設・機械等の取得を考えている農業者や新規就農者が自然災害リスクを認識せず、何の備えもないまま被害に遭うことは、長期的な視点から地域農業にあっても望ましいことではありません。今後発生し得る自然災害リスクをあらかじめ当事者と共有し、必要な備えを検討した上で営農いただくことが重要です。
18	自然災害リスクが確認されない農地等については、本取組を実施しなくてよいのか。	ハザードマップにおける自然災害リスクの有無にかかわらず、すべての農地等においては自然災害リスクが存在し得ることについて、農業者に認識していただく必要があります。ハザードマップにおいてリスクが表示されていない場合であっても、その地域全域のリスク分布の状況を共有しつつ、農業者が自然災害リスクが一切ないと誤認するところがないようご配慮をお願いします。
【2 自然災害リスクを踏まえた取組について】		
19	農業版BCP（事業継続計画書）とは何か。	「農業版BCP」とは、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものであり、チェックリスト「事業継続編」の項目毎に内容を記載することで簡便に「農業版BCP」の策定が可能となっています。 フォーマット等は下記URL（農水省HP）より入手可能です。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html
20	通知内に「農業者への働きかけに努められたい」とあるが、具体的に何を行えばよいのか。	農業者が自然災害リスクへの備えを一層充実させられるよう、農業者に対して情報提供やきっかけづくりをお願いします。 例えば、農林水産省では、農業版BCP（事業継続計画書）やチェックリストのフォーマットを作成していますので、これらを情報提供していただくことや、農業版BCPの策定推進（きっかけづくり、策定・更新時の相談対応など）を行っていただくことが考えられます。 また、これまで農業経営改善計画や青年等就農計画の計画認定時に農業版BCPを添付することを農業者に促す対応としていますが、こうした取組の継続もお願いします。
21	20の回答にある働きかけに活用できる資料はあるか。	農業版BCPに関するパンフレットやチラシが下記URL（農水省HP）より入手可能ですのでご活用ください。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html
22	通知内の「営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて」と記載があるが、具体的にどのような場面を想定しているのか。	9に示すとおりです。
23	既に農業版BCPの策定を推進している場合でも、新たに取組を実施する必要があるのか。	関係者からの聞き取りによると、農業版BCPの存在は認識しているものの、農業者への策定推進までは実施していないとの声もあったところです。 既に農業版BCP策定を推進している場合には継続していただくとともに、実効性を保てるよう定期的なBCPの見直し支援等にご対応ください。

自然災害リスクは 皆さん の 身近に 存在して います !

洪水、
土砂災害、
高潮、津波…

- * 新たな農地を探している方 !
- * 農業機械の導入を検討している方 !
- * ハウスで営農を始められる方 !



いよいよ、新規就農 !
立地条件の良い農地が
見つけられそうだ !



河川から遠く離れている
し、農業機械が浸水す
ることはないと思う。



水田でハウス栽培に
チャレンジして、地域農
業に貢献したい !



災害が発生したときのこと
を考えてみましたか ?



まずは、地域のハザードマップを確認してみましょう !

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、皆さんの農地、ハウス、畜舎、機械等にも自然災害リスクが存在しています。
- 市町村のハザードマップ、または「ハザードマップポータルサイト」を参照して、洪水、土砂災害、高潮、津波など、どのようなリスクがあるのかを確認してみましょう。



ハザードマップとは…

一般的に「自然災害による被害の軽減や
防災対策に使用する目的で、被災想定区域
や避難場所・避難経路などの防災関係
施設の位置などを表示した地図」とされて
います。

お問い合わせ先: ○○○(TEL:○○○)

ハザードマップを参照して 自然災害リスクを確認しましょう！



ハザードマップはどのように確認すればよいですか？



市町村のHPで確認するか、「ハザードマップポータルサイト」を利用すると便利です。

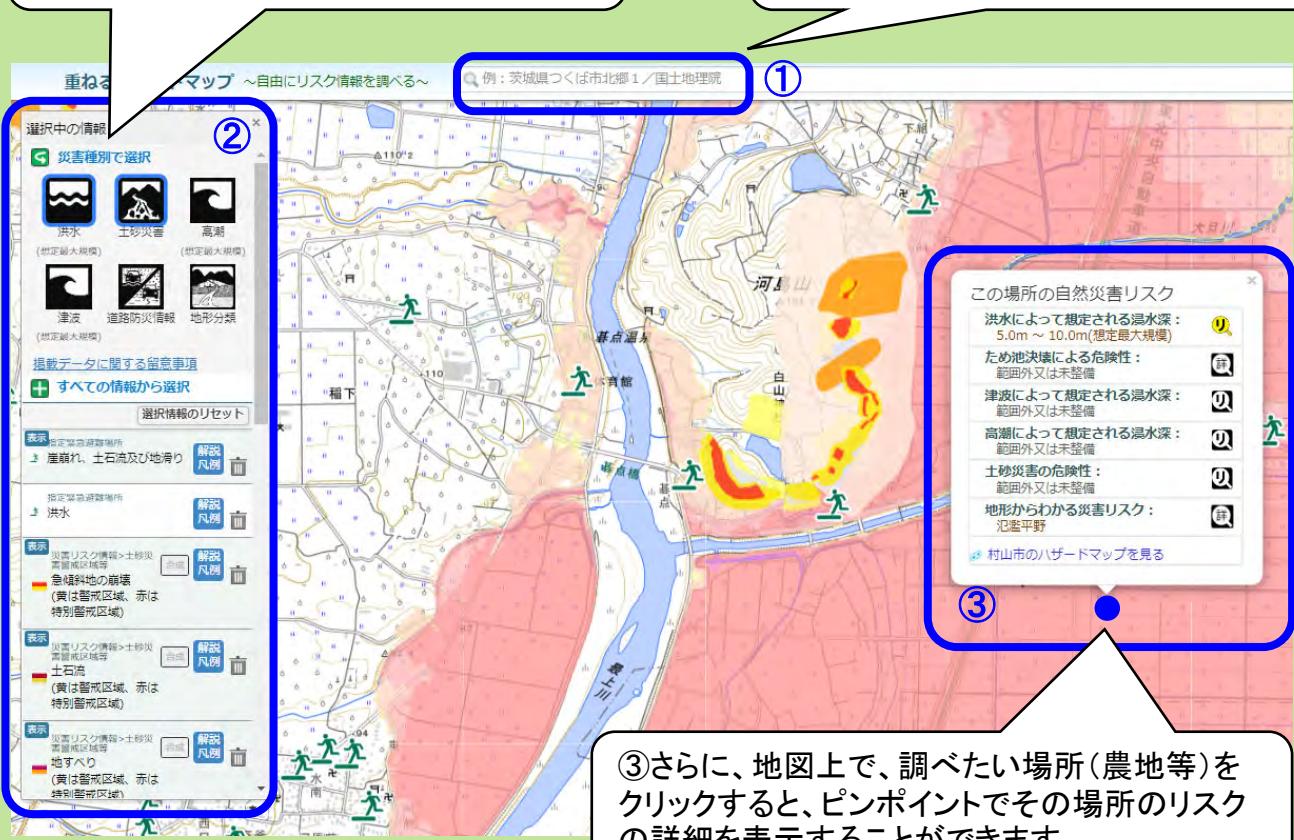
「ハザードマップポータルサイト」の使い方

○洪水や土砂災害などの自然災害リスクを確認するためには、国土交通省が運営する「ハザードマップポータルサイト」が便利です。

○HP上で、3ステップ（下記①～③）で自然災害リスクを確認できます。

②洪水、土砂災害などの災害種別（自然災害リスク）を選択すると、地図上に表示（着色）されます。

①自分が調べたい場所（農地等）の地名や住所を入力して、地図を表示させます。



【ハザードマップ ポータルサイト(URL)]
<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>

お問い合わせ先: ○○○(TEL:○○○)